

第 1 5 1 期学理公示第 4 号

2 0 2 6 年 7 月 1 9 日

東京大学教養学部学友会理事会

議長

課外活動スペース不足問題及び新学生会館老朽化問題に関する理事会方針について

理事会基本規則第 4 1 条第 2 項第 4 号により、課外活動スペース不足問題及び新学生会館老朽化問題に関して（第 1 5 1 期学理議第 1 号）を別紙のとおり公示する。

課外活動スペース不足問題及び新学生会館老朽化問題に関して

1 課外活動スペース不足問題及び新学生会館老朽化問題に対する当理事会の取り組みについて

近年サークル数が急増していること、今年度で終了する貸倉庫等レンタル料援助を利用する団体を支援する必要があることなどから、当理事会は部室を含む課外活動スペース不足問題が深刻であると認識しています。その端緒として、本年4月10日から4月24日にかけて部室制度及び課外活動用スペース等の現状に関するアンケート（以下、「アンケート」とします。）を実施するなど、実態を把握すべく努めてまいりました。アンケートでは、81件のご回答をいただき、第150期学理議第9号（<https://gakuyu-kai.org/files/2026/150Rkoji9.pdf>）において、当理事会としての見解を公表しました。

その後、6月4日には、学生会館運営委員会との共催で、学生会館運営問題・課外活動スペース問題に関する意見交換会（以下、「意見交換会」とします。）を実施し、車座方式で対談しました。この際、新学生会館の老朽化問題についても意見を交換しました。

上記のようなアンケートや意見交換会で収集したご意見や第151期学友会理事会方針案の採択について（第151期評議員会採択）6も踏まえ、当理事会は、学生会館委員会及び同委員会との緊密な連携のもと、本件の解決に向けて取り組みを加速させる所存です。

なお、サークル数の増加、部室割り振りの実施状況、部室割り振りの実施状況、新学生会館の老朽化・改修問題についての詳細は、[課外活動スペース不足問題及び新学生会館老朽化問題に関する参考資料](#)に掲載しております。

2 課外活動スペース不足問題及び新学生会館老朽化問題に関する方針について

上記のような経緯及び評議員会での採択に基づき、当理事会は課外活動スペース不足問題及び新学生会館老朽化問題に関する方針（以下、「方針」とします。）を決定しました。

（1）本文

第151期学友会理事会方針案の採択について（第151期評議員会採択）6に基づき、次のように課外活動スペース不足問題及び新学生会館老朽化問題（以下、「本件」とする。）に関する方針を決定する。

1. 本件は、議長室の所管とする。
2. 本件が本会加盟団体及び会員の活動環境を著しく損なっていることを確認する。
3. 本件の対応にあたっては、学生会館委員会及び同運営委員会と緊密に連携するものとする。
4. 本件の対応にあたっては、本会加盟団体及び会員からの意見を十分に聴取する。
5. 本件について、大学当局に対し、状況の深刻さを訴えとともに、具体的な改善案を提示することにより、改善を働きかける。
6. 本件について、東京大学校友会、東大駒場友の会をはじめとする団体から金銭的援助を得られるよう交渉することを承認する。ただし、援助の決定は理事会の決議により、理事会全体の責任に

おいて行う。

7. 当面の対策として、講義棟へのサークルロッカーの設置等を大学当局に要望するとともに、自治会室の移転及び当理事会会室と学生会館運営委員会事務室の統合による部室数の増加、部室割当ての適正化並びに合同部室申請制度の創設について検討する。

(2) 説明

1 について、理事会内の所管を定めるものです。

2 について、課外活動スペースは本会加盟団体の活動環境の拠点となるものであり、特に部室や倉庫は各団体構成員間の人的交流の場や備品の保管場所として必要不可欠な存在です。一方で、2026年度部室割り振りでは新規希望49団体のうち入居団体は10団体に留まったほか、移動等の規模が反映され難しくなっています。また、新学生会館については、1981年の開館以来45年が経過してもなお内部の改修工事が行われておらず、天井からの雨漏り、電気設備の故障、雨漏りによる漏電、床タイルの破損による転倒事故など施設の老朽化が顕著であるほか、空調が設置されていないため夏季や冬季に部室内で活動ができない団体も存在します。

3 について、「特に学生会館委員会及び同運営委員会については、サービス統合や組織統合も含めて加盟団体及び会員の利益に資するようあらゆる選択肢を模索する。(第151期学友会理事会方針3)」も踏まえ、当理事会は学生会館を管理・運営している学生会館委員会や同運営委員会との連携を重視し、今後学生会館委員会に本格的な協議を申し入れます。なお、教養学部学生自治会をはじめとする他自治団体等に対しては、本件に関して側方支援を求めることを想定しています。

4 について、本会加盟団体及び会員の皆様方のご意見を最大限反映すべく、適宜アンケート等を実施します。その端緒として、新学生会館入居団体を対象としたアンケートを開始しました。

5 について、本件に関する現状を説明する文書を学生支援課に対して送付します。

6 について、課外活動スペース不足の解決には新たなサークル施設や倉庫が必要と想定され、新学生会館老朽化問題についても解決には改修工事が不可欠です。しかし、大学当局の財政状況は厳しく、本会においても何らかの資金獲得策を講じなければ、事業に必要な予算を迅速に確保することは困難であると想定されます。そのため、当理事会は、本学の卒業生や同窓会等の団体で構成される東京大学校友会様、卒業生や在学生の父母及び教職員による東大駒場友の会様等と交渉することで、資金援助等を得るべく検討しています。

7 について、貸倉庫等レンタル料援助の代替策として、構内の余剰区画にサークルロッカーを設置するよう大学当局に要望するなど、費用や労力の負担が少なく、直ちに実施可能な施策を講じます。

3 今後当理事会が実施する施策

当理事会は、実現までに時間を要する大学当局への要求に加え、実施が容易な短期的施策にも取り組み、本会加盟団体及び会員の皆様の利益に資する施策を講じます。

(1) 短期的施策

ア 講義棟へのサークルロッカー設置を大学当局に要求し、サークルロッカーを増設する。

イ キャンパスプラザ A 棟 1 階への自治会室移転について、教養学部学生自治会に強く働きかけるとともに、現在自治会室として使用されている学生会館 315 号室を新たに部室として供用することにより、3 室程度の増加を図る。

ウ 部室割り振りにおいて、相部屋団体数の増加を許容できる団体、部室が縮小しても差し支えない団体を募り、割り振りの適正化を図る。相部屋団体数の増加や部室の縮小を受け入れた団体には何らかのインセンティブを付与する。

(2) 長期的施策

ア 開館後 45 年が経過し、老朽化が著しい新学生会館について、次に掲げる事項を含む改修工事を速やかに行うよう大学当局に本格的に要求する。

床タイルなど、内装部分の補修

天井・屋根部分の補強による雨漏りの解消

照明設備の改善（雨漏りにより影響の出ないような構造とすること）

倉庫を除く全室への空調設備設置

男女トイレへのドア設置

イ 新学生会館の改修工事にあたり、新学生会館に入居中の団体が一時的に移転するためのプレハブ施設の建設をあわせて要求する。

ウ 次のいずれかの方法により、サークルスペース増設を目指す。

A 案 駒場 I キャンパス内に、新たな部室棟を建設する。建設用地は第二体育館裏のスペースを想定している。

B 案 新学生会館の改修工事の際に、増築によって床面積を増加させる。

C 案 新学生会館の内部全面改修の際にプレハブ棟（D 案中、倉庫）を建設し、工事終了後も当該プレハブ棟を部室棟として残す。

D 案 駒場 I キャンパス内に、課外活動に使用できる倉庫を増設する。

エ 上記の要求を実現するための資金確保策として、次に掲げる方策を検討する。

東京大学校友会、東大駒場友の会をはじめとする団体から金銭的援助を得られるよう交渉する。

東大基金を設置する。

本会特別会員である教養学部の教職員に対して、会費納入を呼びかける。

課外活動スペース不足問題及び新学生会館老朽化問題に関する参考資料

1 サークル数の増加

コロナ禍以降、駒場のサークル数は増加傾向にあり、特に昨年度から今年度にかけて、別紙記載のとおり、学友会加盟サークル数及び『槌音』『ゆき』掲載サークル数が急増している。これが、近年の課外活動スペースの逼迫の一因と考えられる。

(1) 本会加盟団体数は(年度頭時点、2026年度のみ5月23日現在)

2022年度：正式加盟サークル208、加盟申請中サークル15

2023年度：正式加盟サークル207、加盟申請中サークル31

2024年度：正式加盟サークル216、加盟申請中サークル60

2025年度：正式加盟サークル228、加盟申請中サークル59

2026年度：正式加盟サークル250、加盟申請中サークル70

(2) 『槌音』『ゆき』掲載サークル数(2022年度から25年度までは『槌音』、26年度は『ゆき』)

2022年度：356

2023年度：387

2024年度：398

2025年度：393

2026年度：431

2 部室割り振りの実施状況

(1) 直近の部室割り振りにおける倍率状況

倍率は当該年度に申請不備等によって部室を退去した団体数に依存するため、申請不備が多い年度は倍率が低く算出される傾向にある。そのため、部室の逼迫状況を把握する際は、倍率だけではなく希望団体数の増加に着目することが適切である。

ア 2024年度

移動・拡張：約4.17倍(希望団体25、移動・拡張が実現した団体6)

新規：約1.57倍(希望団体36、新規獲得が実現した団体23)

イ 2025年度

移動・拡張：約4.13倍(希望団体33、移動・拡張が実現した団体8)

新規：約3倍(希望団体39、新規獲得が実現した団体13)

ウ 2026年度

移動・拡張：3.5倍(希望団体21、移動・拡張が実現した団体6)

新規：4.9倍(希望団体49、新規獲得が実現した団体10)

(2) 部室の申請方法

現行制度において、部室の新規申請を行う手順は、次のとおりである。

まず、サークルの総構成員数、活動目的及び理念、活動実績、団体内の運営組織、沿革、昨年度の主な活動内容及び今年度の主な活動内容、予定等を詳細に記載した新規加盟申請書を理事会に提出し、その承認を得る。この際、学友会の正副担当者が教養学部生以外である場合は、年額2,500円の準会員費

を納入する必要がある。

その後、年に2回開催される定例総会に出席し、口頭で活動報告を行う。これを1年半にわたって3回行うことで、正式加盟サークルに昇格する。

さらに、毎年1回提出する加盟更新書及び部室申請に必要な部室申請書を不備なく期限内に提出する。その年の部室抽選に落選した場合は、当選するまで毎年、両書類を期限内に提出し続ける。

（3） 当理事会の所感

当理事会は、毎年一定数の団体が部室の拡張・移動・新規割当てを希望していることから、スペース不足により深刻な状況にある団体が慢性的に存在すると認識している。特に、物品の多い音楽系団体やものづくり団体からの拡張希望が多い。音楽系団は、大音量の練習を行う団体がキャンパスプラザ A 棟の部室を、コミュニケーションプラザで練習する団体がキャンパスプラザ B 棟1階の部室を希望するなど、騒音対策等の観点から部室の移動を希望する場合もある。しかし、部室数や立地には限りがあるため、これらの要望に応えられていない。

部室の大半が相部屋だが、高価・脆弱な物品の保管等を理由に、相部屋の解消を希望する団体も一定数存在する。団体間の物品の汚損や紛失等を防ぐ観点からは極力非相部屋とすることが望ましいものの、新規に部室を希望する団体も多く、すべての希望を実現することは困難である。

なお、2024年度から2025年度にかけて希望団体が増加した背景の一因として、新型コロナウイルス感染症の収束に伴うサークル活動の活発化が挙げられる。今後も加盟団体の増加が見込まれることから、部室不足はさらに深刻化すると想定される。

（4） 分析

部室の新規割り振りを希望する団体数に比べて供給数は極めて少なく、課外活動スペースの不足は深刻である。新規供給の多くは、既存入居団体の申請不備による退去に伴うものであり、団体側の責任とはいえ、供給のたびに元入居団体に大きな不利益が生じている点には留意が必要である。また、既に部室を保有する団体からも、部室の狭さや設備の不十分さに対する不満が多く寄せられている。

また、（2）のとおり、部室獲得までの過程が長く複雑であることを踏まえれば、新規申請を行う団体は、活動実態が明確で、かつ、真に部室を必要としているサークルに限られると考えられる。したがって、ダミーサークルや部室を必要としないサークルの申請によって新規割当ての倍率が上昇しているとの指摘は妥当ではない。

3 貸倉庫等レンタル料援助について

（1） 制度の概要

当理事会が求める義務（加盟更新書の提出、部室申請書の提出、総会への出席等）を全て果たしたにもかかわらず部室が割り当てられなかった正式加盟サークルを対象として、貸倉庫等のレンタル料の一部を援助する制度である。加盟更新書・部室申請書の提出状況や、総会への出欠状況をもとに、傾斜をつけて援助を行っている。

本制度は当初、新型コロナウイルス感染症の流行拡大により引継ぎが十分に行われず、申請不備によって部室を失った団体を対象とする援助として開始された。しかし、感染症の流行が収束したことに加え、同様の支出を次年度以降も継続した場合には本会の財政に支障を来すおそれがあることから、今後は段階的に縮小・廃止する予定である。

(2) 本制度の利用団体数、各団体への援助額内訳、総援助額

(注：「団体名」の記号は便宜上のものであり、同一団体に異なる記号が振られている場合もある。)

ア 2022年度

利用団体数：3

援助額

団体名	援助額
A	78,000
B	28,000
C	70,000
合計	176,000

イ 2023年度

利用団体数：6

援助額

団体名	援助額
D	176,000
E	125,200
F	126,000
G	262,000
H	398,000
I	231,000
合計	1,318,200

ウ 2024年度

利用団体数：8

援助額

団体名	援助額
J	465,352
K	318,000
L	369,600
M	133,650
N	143,760
O	8,000
P	121,550
Q	128,000
合計	1,687,912

エ 2025年度

利用団体数：8

援助額

団体名	援助額
R	366,000
S	376,260
T	228,030
U	121,660
V	169,950
W	103,752
X	147,642
Y	128,000
合計	1,704,694

(3) 分析

本制度の現況からは、抽選に外れるなどの理由で部室を得られていない一方、活動上の必要から駒場キャンパス近くに倉庫を持たざるを得ない団体が少なからず存在し、その結果、近年では少なくとも10団体弱が年間10万円から数十万円に及ぶ経済的負担を負っていることが分かる（なお、上記の援助額は倉庫レンタル料の全額ではなく、その一部である）。本会の財政状況を踏まえれば、本制度の縮小や廃止は避けられない一方で、制度を利用していたサークルの経済的負担はさらに増大し、活動の継続ひいては団体の存続自体が脅かされるおそれがある。

4 新学生会館の老朽化・改修問題について

(1) 新学生会館の現状

新学生会館は、1980年の建設から46年、1981年の開館から45年が経過しており、内部施設の老朽化が深刻である。具体的には、ロビーのタイル剥離による転倒事故が発生しているほか、2階の第一集会室（共用部屋）及び第二集会室（部室）では近年、雨漏りが継続的に確認されている。雨漏りによって第二集会室の天井吊り下げ型照明が使用不能となるなどの被害も生じており、修繕業者からは、構造上の問題であり、根本的な改修が必要との指摘もある。

他団体との部室交換など部室の適切な割り振りによる対応には限界があり、空調設備を設置しない限り、問題の根本的な解決には至らない。夏季や冬季に室内での活動が困難な部室や環境が危険なシャワー室などから既存団体を移動させても、別の団体が同様の不利益を被ることになる。また、移動を希望したとしても、移動先を確保できるとは限らない。したがって、空調設備の設置による根本的な解決が必要である。

(2) 新学生会館の老朽化に対する大学当局の対応

大学本部は、2017年2月に「東京大学インフラ長寿命化計画（行動計画）」及び「東京大学インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」を策定し、これに基づき各施設を整備している。

個別施設計画2025年版では、築後20年から25年を目安に「屋上防水・外壁改修」及び「性能維持改修」を、築後40年を目安に「全面改修」を行うとされているが、築後46年が経過した新学生会館はこれらの改修を受けていない。また、同文書において新学生会館（「課外活動共用施設」）は、保全度C、老朽度15と評価されており、駒場Ⅰキャンパス及びⅡキャンパスの全施設の中で最も深刻な評価であ

る（保全度は A・B・C の 3 段階で C が最も深刻、老朽度は数値が大きいほど深刻）。一方で、同計画には、新学生会館より老朽化が進んでいないはずの駒場 11 号館（保全度 B、老朽度 3）が本年度改修予定と記載されている。

以上のように、大学側は新学生会館の老朽化に対し、有効な対策や改修を講じていない。